

第8章 ひとり親家庭の自立促進 （「京都市ひとり親家庭自立促進計画」）

現状と課題

ア ひとり親家庭の支援を巡る状況

国におけるひとり親家庭等への支援施策については、戦後の戦争未亡人対策から始まり、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付など、主に母子家庭を対象に経済的支援を中心とした施策が進められてきました。

その後、離婚件数の増加に伴いひとり親家庭、特に母子家庭が急増したことや、臨時・パートタイムの形態の就労の割合が高まったことなど、ひとり親家庭を巡る状況の変化に応じて、子育てをしながら母がより条件の良い仕事に就き、経済的に自立するための自立支援策の必要性が一層高まりました。そのため、ひとり親自身の就労等による自立を促進し生活の安定と向上を図ることにより、子どもの健全な育成を目指すために、2002（平成14）年に就業・自立に向けた総合的な支援策へと制度の再構築が図られ、支援施策が充実してきています。

京都市においても、高等職業訓練促進給付金等事業や自立支援教育訓練給付金事業などの就職に有利な資格取得を促進する事業を実施し、また、就業相談において家庭状況や個々の適性に応じた適切な助言を行う就業・自立支援センター事業の実施や、子どもの養育費確保についての相談・支援の実施など、ひとり親家庭に対する様々な自立支援施策を実施しており、これらの施策の一層効果的な展開が求められています。

また、父子家庭においても、母子家庭と同様に就業と子育ての両立が困難であることに加え、経済情勢等の影響により経済的に厳しい状況にあるため支援を必要とする家庭があることから、2010（平成22）年度から児童扶養手当の支給対象となったほか、京都市においても支援施策の対象を順次父子家庭に拡大してきました。

さらに、2014（平成26）年10月に母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法へと改正され、父子家庭についても、母子家庭と同様に支援対象であることが法律上明文化されましたが、母子家庭と比較すると施策の認知度が低いことから、情報提供の更なる充実が必要です。

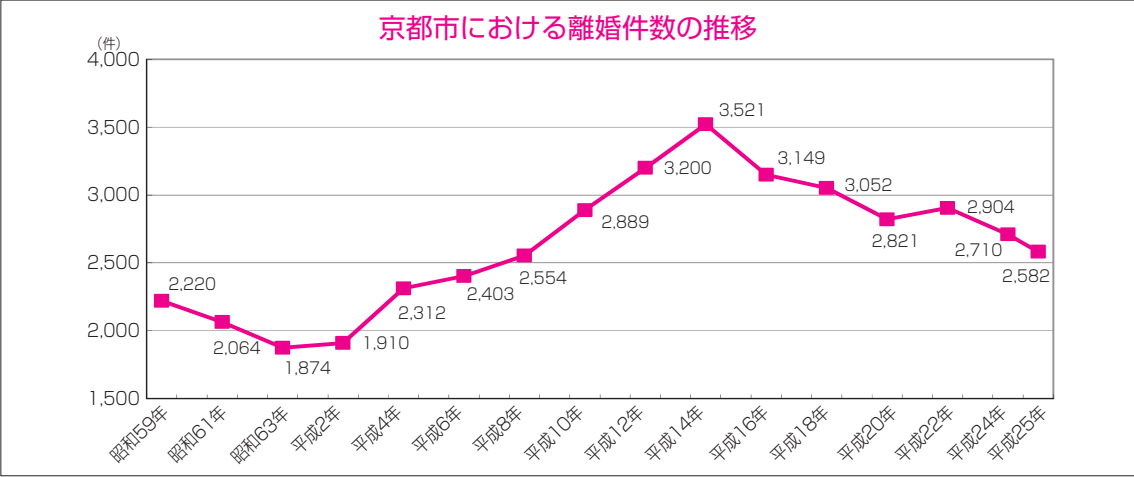
イ ひとり親家庭の増加

ひとり親家庭となった理由について、「京都市ひとり親家庭実態調査」（以下「ひとり親家庭調査」という。）では、母子家庭については、「離婚」が80.6%（前回調査（2008（平成20）年度実施）では78.4%）、「死別」が8.2%（前回調査9.1%）、父子家庭については、「離婚」が67.1%（前回調査70.3%）、「死別」が26.1%（前回調査22.1%）となっており、「離婚」が大部分を占めています。

京都市における近年の離婚件数は、1989（平成元）年以降増加し、2002（平成14）年の3,521件をピークに減少傾向にはありますが、2013（平成25）年で2,582件と、なお高い水準となっています。

このように高い水準にある離婚件数を背景として、京都市のひとり親家庭数は増加傾向にあ

り、2013（平成25）年度の推計世帯数は母子家庭で20,860世帯、父子家庭で2,310世帯となっており、2008（平成20）年度の推計世帯数（母子家庭19,379世帯、父子家庭2,258世帯）と比較すると、母子家庭では7.6%、父子家庭では2.3%増加しています。



ひとり親世帯の状況

【全国】

	区分	平成17年	平成22年	増減率
母子	母子家庭数	749,048	755,972	0.9%
	母子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	922,168	1,081,699	17.3%
父子	父子家庭数	92,285	88,689	△3.9%
	父子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	166,198	204,192	22.9%
全世帯数		49,566,305	51,950,504	4.8%

【京都市】

	区分	平成17年	平成22年	増減率
母子	母子家庭数	10,062	9,793	△2.7%
	母子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	—	12,771	—
父子	父子家庭数	930	895	△3.8%
	父子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	—	1,729	—
全世帯数		641,455	680,634	6.1%

資料：総務省統計局「国勢調査」2005（平成17）年及び2010（平成22）年

※ 国勢調査における母子家庭、父子家庭とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみで構成される世帯（他の世帯員がいない）をいい、「他の世帯員がいる世帯」とは、祖父母等他の世帯員と同居している場合をいう。

※ 2010（平成22）年の調査時に統計分類が変更され、新たに「他の世帯員がいる」母子家庭、父子家庭の数が追加された。その際、全国の調査結果については2005（平成17）年以前のものも遡及集計が行われ、公表されている。

国勢調査結果を基に推計した京都市のひとり親家庭数

区分	平成20年度	平成25年度	増減率
母子家庭数	19,379	20,860	7.6%
父子家庭数	2,258	2,310	2.3%
全世帯数	671,261	693,401	3.3%

ウ 子どもの養育と生活の状況

ひとり親家庭調査では、家事の分担状況について、母子家庭、父子家庭ともに本人が行っている割合が最も高く、ひとり親家庭の親に家事の負担がかかっていることがうかがえます。また、ひとり親家庭が困っていることについては、母子家庭、父子家庭ともに、ひとり親家庭になった当時も現在も「子どもの養育・教育」の割合が高くなっています。子どもについての悩みでは、母子家庭、父子家庭ともに「しつけ」の割合が高くなっているほか、父子家庭では「食事・栄養」の悩みが母子家庭と比較して高くなっています。これらの結果から、子どものしつけ、教育、育児・健康管理等生活の様々な面における支援や家事についての支援が求められていることがわかります。

ひとり親家庭調査では、「昼間に就学前児童の世話をしている」のは、「保育園（所）」が母子家庭で72.2%、父子家庭で68.4%と共に最も高くなっています。また、「放課後等に小学校低学年児童の世話をしている」のは、特に母子家庭で「学童クラブ・放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）」が34.6%と高くなっています。

ニーズ調査では、他の世帯区分と比較して病児・病後児保育や土日の幼稚園、保育園（所）等の子育て支援サービスの利用希望の割合が高くなっています。

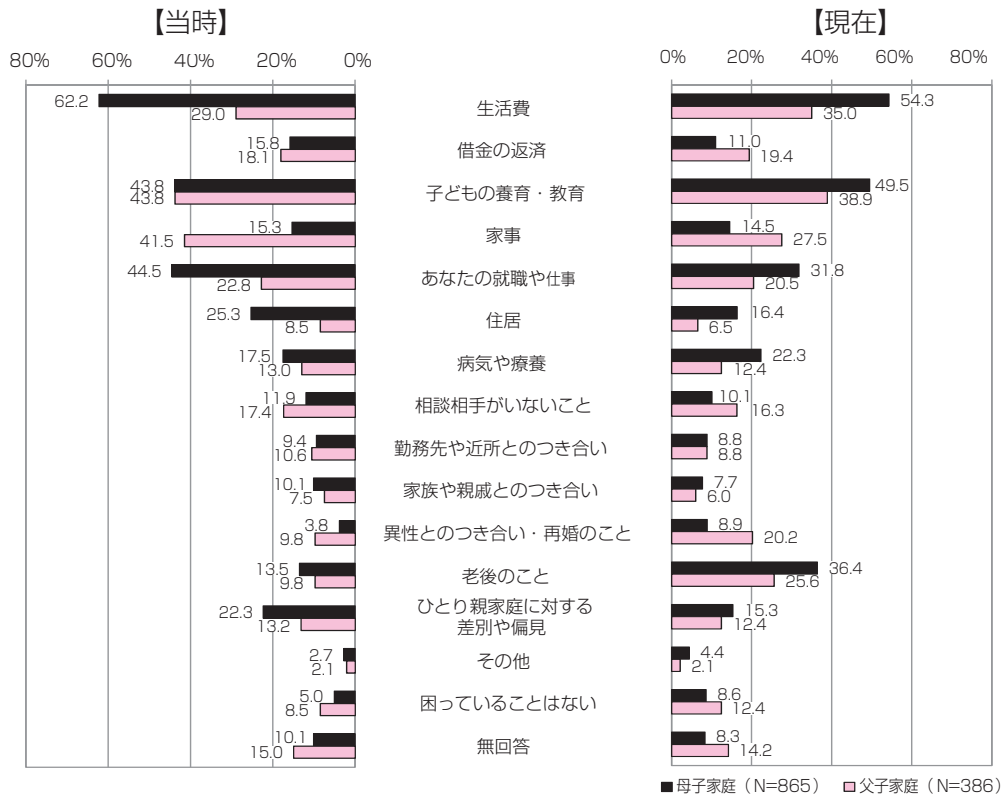
ひとり親家庭が就業により自立を図るためには、病児・病後児保育や延長保育、一時保育、休日保育等といった多様な保育サービスの提供が必要です。

さらに、子どもの養育において、配偶者をはじめ、他に頼る家族、親族が少ないひとり親家庭においては、出張や残業、病気などのために一時的に養育が困難な場合、ひとり親家庭等日常生活支援事業や子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等の公的支援に頼らざるを得ないことが多く、ショートステイについては、利用者に占めるひとり親家庭の割合が非常に高くなっています。

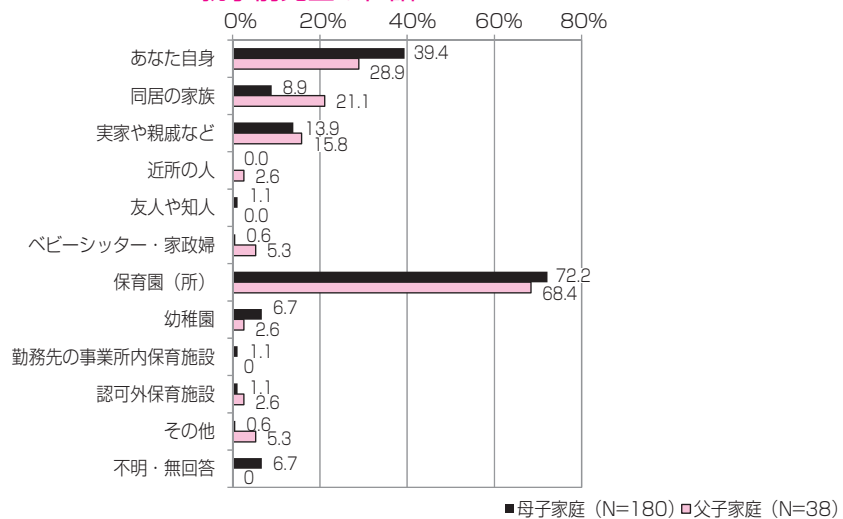
このように、ひとり親家庭にとっては、母子家庭や父子家庭に特有の課題に対応するための施策（ひとり親家庭等日常生活支援事業など）の推進や情報提供の充実が重要であるとともに、これらの世帯の生活を支える幅広い子育て支援施策（保育園（所）、学童クラブ事業、ショートステイなど）の充実や地域の子育て支援力の強化も必要となっています。

住宅の状況については、ひとり親家庭調査では、「持ち家」の割合が母子家庭で22.7%、父子家庭で53.1%と、特に母子家庭で低くなっています。また、母子家庭で25.2%、父子家庭で13.5%が公営住宅への転居を希望しており、生活基盤の安定のために、引き続き比較的低廉な家賃の市営住宅への優先入居を実施していくことが必要と考えられます。

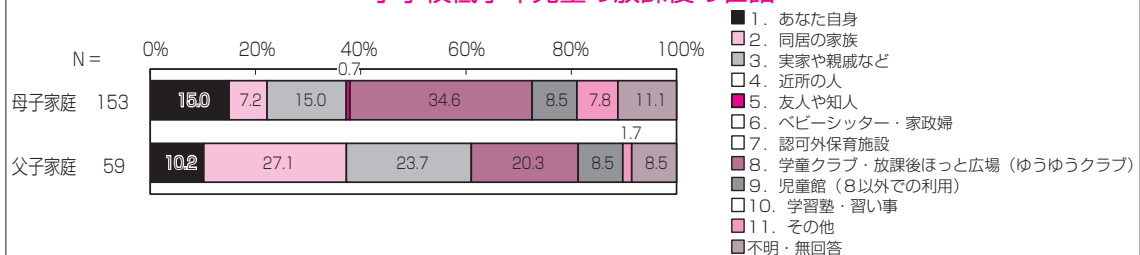
ひとり親になった当時困ったこと、現在困っていること



就学前児童の世話



小学校低学年児童の放課後の世話



資料：京都市「ひとり親家庭実態調査」(2013(平成25)年)

エ 就業の状況

ひとり親家庭調査によると、ひとり親の就労率は、母子家庭では81.4%、父子家庭では89.1%となっています。しかし、母子家庭については、母子家庭になったときの就労率は58.4%、現在就労している人の勤続年数は、「10年未満」が77.1%となっており、母子家庭になってから職に就いたり、転職した人が多いと思われます。こうしたことから、ひとり親家庭になった当初に、子育ての状況やこれまでの就労経験等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う必要があります。

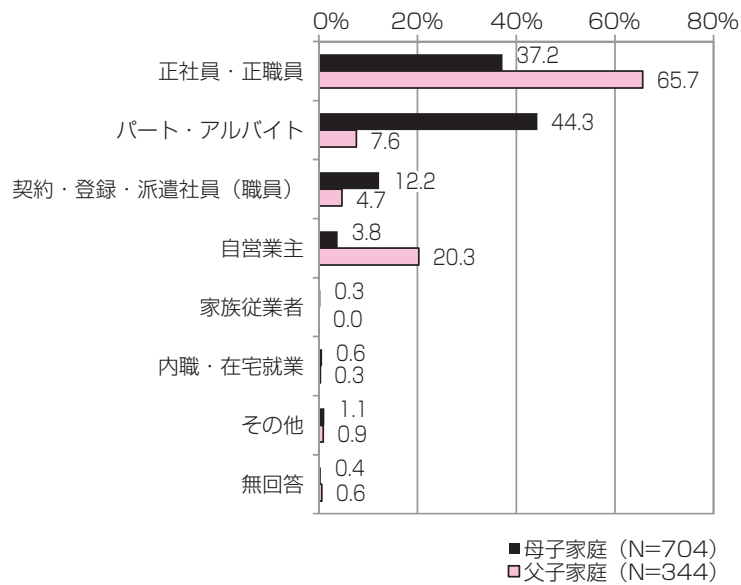
また、就労形態についてみると、父子家庭では「正社員・正職員」が65.7%、「非正規社員」（パート・アルバイトと契約・登録・派遣社員（職員）の合計）が12.3%となっているのに対し、母子家庭では「正社員・正職員」が37.2%、「非正規社員」（同前）が56.5%となっており、多くの母子家庭が不安定な雇用状況にあることがうかがえます。

転職希望についてみると、母子家庭では38.1%、父子家庭では24.4%が転職を希望しており、また、転職後の就労形態では、母子家庭では78.0%、父子家庭では78.6%の人が「正社員・正職員」を希望しています。

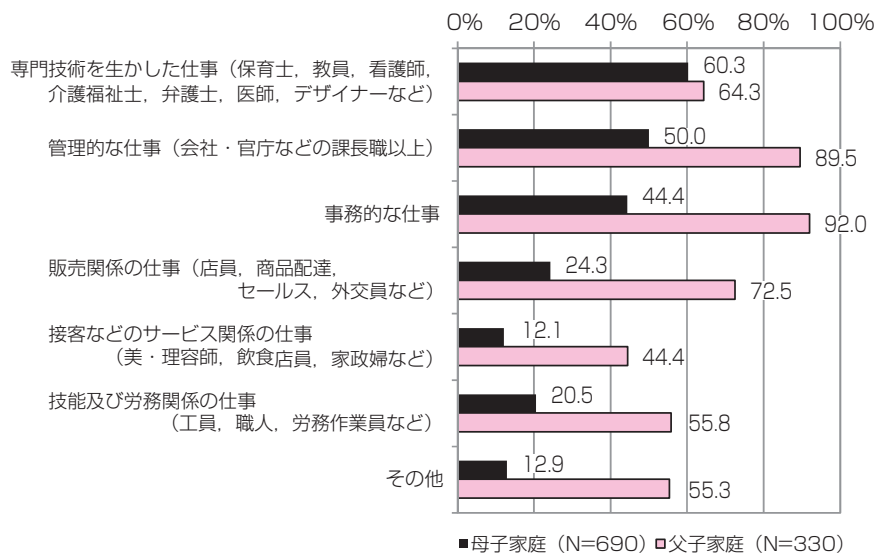
現在就いている仕事の種類別でみると「専門技術をいかした仕事」において、母子家庭にあっても60.3%が「正社員・正職員」に就いていることから、専門技術に関する資格の取得が正社員としての就職に有効と考えられます。高等職業訓練促進給付金等事業については、この間対象資格の拡大を行う等、施策の充実を進めてきており、自立支援教育訓練給付金事業と併せて就職につながりやすい資格取得を支援する事業の一層の推進が必要です。

一方で、「子どもがいても仕事と生活は両立できる環境である」と思うと答えた人の割合は、ひとり親家庭調査では母子家庭で29.4%、父子家庭で24.1%にとどまっています。同様にニーズ調査では小学校入学前児童のいる家庭で17.5%、小学生のいる家庭で22.2%にとどまっており、子育て家庭共通の課題として、企業への働きかけを行うなど、子どもがいても仕事と生活が両立できる環境づくりの取組が求められています。

就労形態



仕事の種類別の正社員・正職員の割合

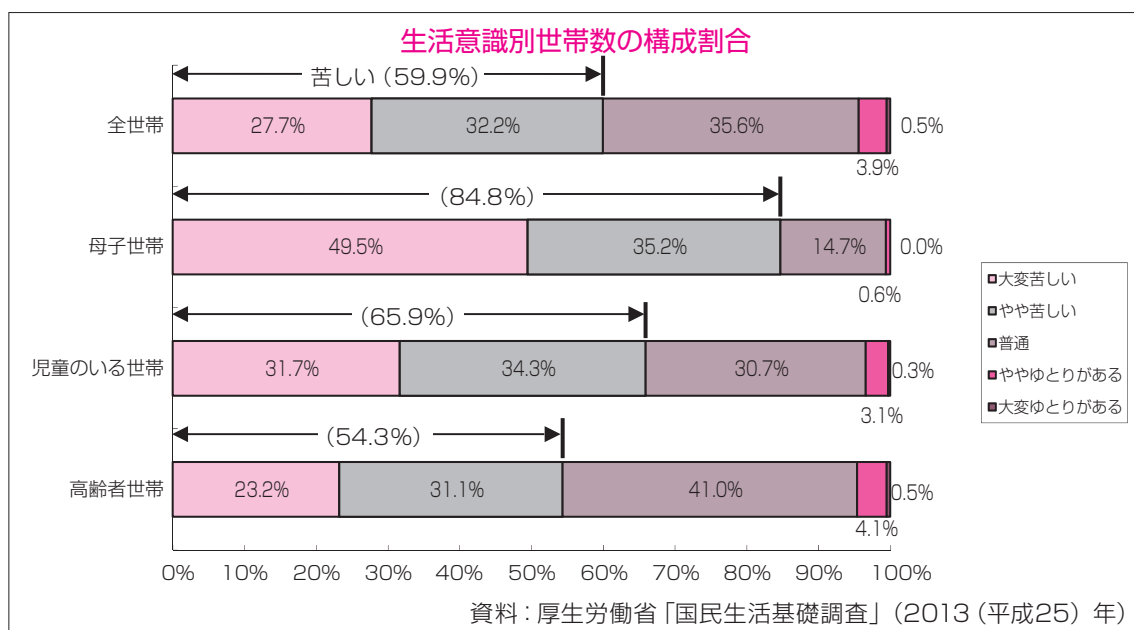
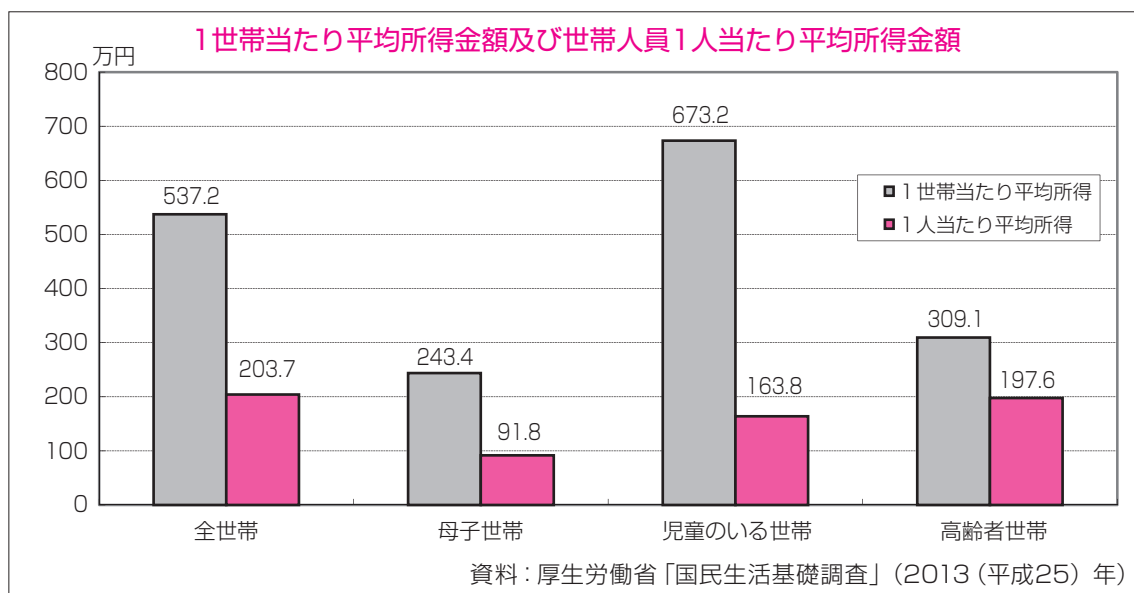


資料：京都市「ひとり親家庭実態調査」（2013（平成25）年）

オ 収入等の状況

「平成25年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると母子家庭の厳しい就労状況を背景に、2012（平成24）年の全国の母子家庭の平均所得金額は243.4万円で、全世帯の537.2万円の約45%、児童のいる世帯の673.2万円の約36%と低い水準となっています。また、17歳以下の子どもの相対的貧困率は子どもがいる現役世帯で16.3%と高くなっており、中でも、ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯）では54.6%と非常に高くなっています。生活意識についても「苦しい」と感じている割合が、全世帯の59.9%に対して、母子家庭では84.8%と高くなっています。

このような状況を背景に、京都市においては、生活保護を受給している母子家庭は増加傾向にあり、2014（平成26）年3月現在で3,469世帯となっており、母子家庭全体の16.6%を占めています。



母子家庭等の経済的自立と生活の安定などを図るために実施している母子寡婦福祉資金貸付は、現在12種類の貸付金があり、子どもの「修学」及び「就学支度」に係る資金を中心に、年間500件を超える利用があり、母子家庭の自立を支援するとともに、子どもの福祉の増進に大きな役割を果たしています。しかし、他制度における高等学校等就学支援金や京都市高校進学・修学支援金支給事業の実施の影響等により当該貸付件数は漸減傾向にあります。

こうした状況の中、2014（平成26）年10月からは、貸付対象を父子家庭にも拡大しており、引き続き十分な制度周知を行っていくことが必要です。

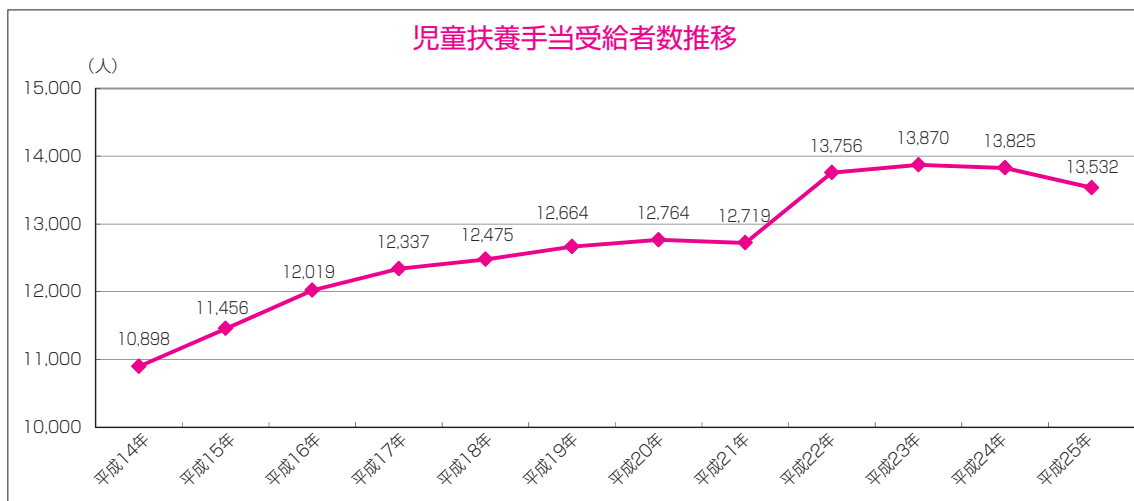
一方、貸付金の償還については、厳しい経済状況や雇用環境など様々な要因もあり、十分な状況とはいえないことから、ひとり親家庭を取り巻く厳しい経済状況を踏まえつつも、制度の安定的な運営と公平性の確保を図るためには、借受世帯への相談や指導など適切な対応が必要です。

母子寡婦福祉資金貸付状況

（単位：件）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業開始	—	—	—	—	—
事業継続	1	—	—	—	—
修学	458	524	534	485	456
技能習得	16	18	16	16	15
修業	8	10	9	9	4
就職支度	—	—	—	—	1
医療介護	—	—	—	—	1
生活	20	11	6	11	9
住宅	1	—	1	—	1
転宅	7	10	3	3	5
就学支度	178	216	93	59	53
結婚	—	—	—	—	—
計	689	789	662	583	545

ひとり親家庭の生活を経済的に支える児童扶養手当については、離婚件数が減少に転じた2002（平成14）年以降も受給者数が年々増加していましたが、2012（平成24）年度から減少に転じており、2013（平成25）年度末時点では13,532人となっています。また、2010（平成22年）8月から父子家庭に支給対象を拡大しており、2013（平成25）年度末時点で619人が受給しています。さらに、2014（平成26）年12月から、公的年金等との併給制限が見直しされ、年金額が児童扶養手当額より低い人はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。



ひとり親家庭調査においては、ひとり親になった当時も現在も困っていることとして「生活費」を挙げているひとり親家庭の割合が高いことから、この制度は今後ともひとり親家庭の生活を支える基本的施策の一つになると考えられます。

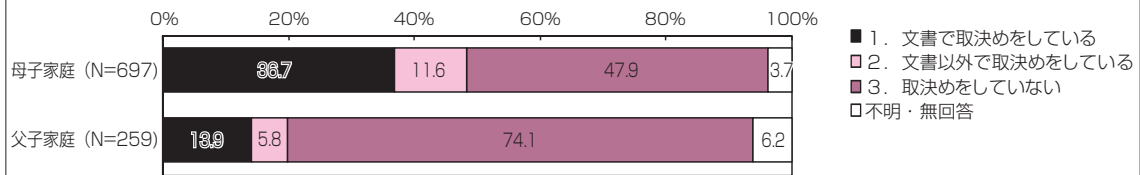
民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」と「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明記されるなど、養育費の確保に向けた制度の整備等も進められています。

ひとり親家庭調査では、養育費の取決めを行っている割合は母子家庭で48.3%、父子家庭で19.7%にとどまっており、更にそのうち取決めどおり受け取っている割合は母子家庭で38.6%、父子家庭で43.1%（他に、受取りが終わった割合が母子家庭で5.6%、父子家庭で2.0%）にとどまっています。

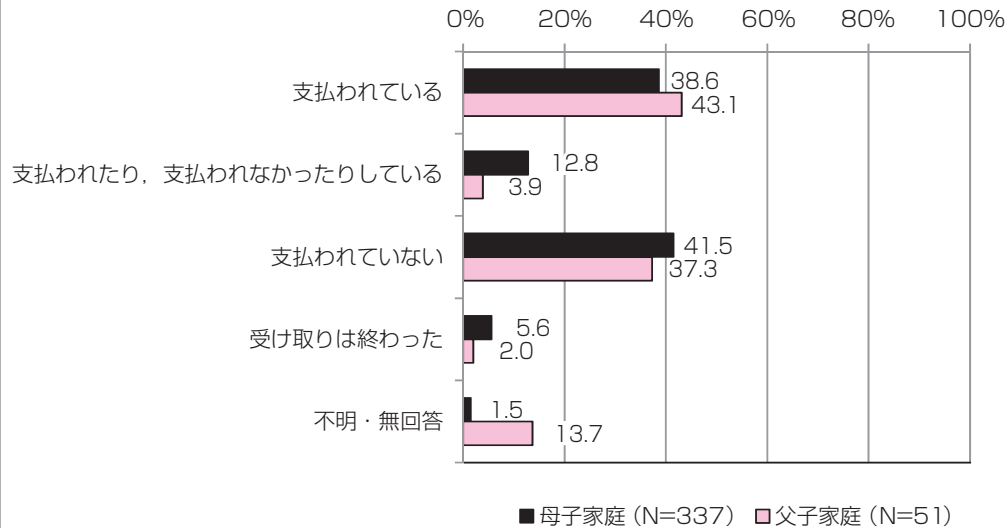
また、面会交流については、取決めを行っている割合は母子家庭で29.5%、父子家庭では26.7%にとどまっており、そのうち現在も面会交流を行っている割合は、母子家庭で48.1%、父子家庭で50.7%にとどまっています。

養育費の支払は親としての扶養義務を果たすもので、低収入の状況にある割合が高いひとり親家庭にとっては子どもの成長を支える重要な収入となります。また、適切な面会交流は、親と離れて暮らす子どもが安心感や自尊心を育むことにつながるなど、子どもの健やかな育ちのために大切であるとともに、養育費の支払意欲の向上にもつながります。こうしたことから、養育費の確保と適切な面会交流について、効果的な啓発や情報提供及び相談支援等を行っていく必要があります。

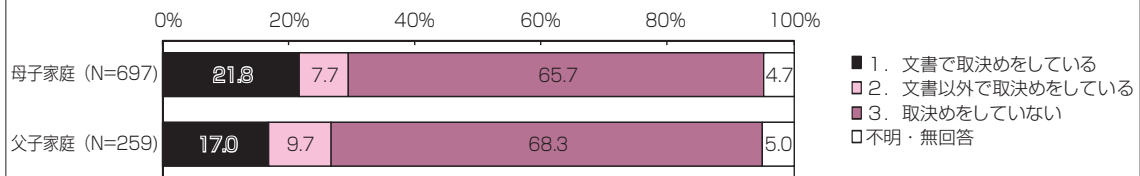
離婚した配偶者との間の養育費の取決めの有無



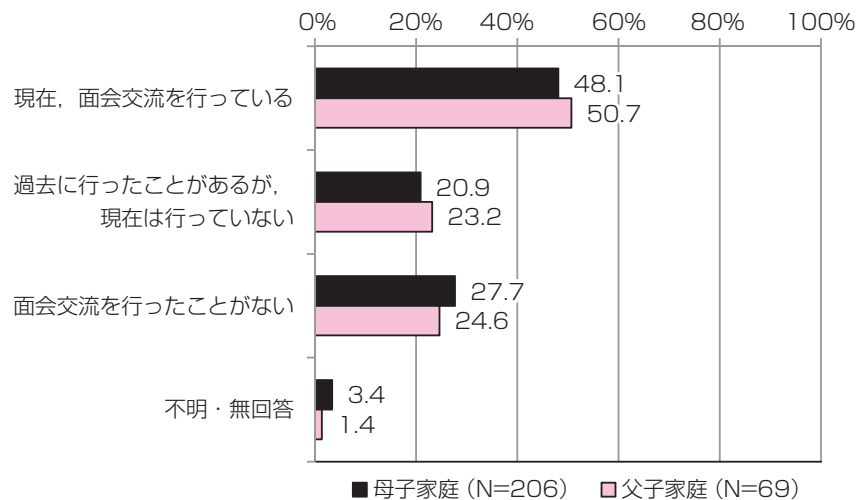
養育費は取決めどおりに支払われているか



離婚した配偶者との間の面会交流の取決めの有無



離婚した配偶者との間の面会交流の状況



資料：京都市「ひとり親家庭実態調査」（2013（平成25年）年）

カ 相談や情報提供の状況

ひとり親家庭調査では「子育てに不安を感じたときに気軽に相談できるところがあるので安心できる」という質問について、「思う」と答えた方は、母子家庭で23.9%、父子家庭で11.1%となっており、ニーズ調査における小学校入学前児童保護者の34.7%、小学生保護者の33.5%と比較して低くなっています。家族規模の縮小や地域の協力・共同関係の希薄化などにより、子育ての孤立化が進んでいることが問題となっていますが、なかでもひとり親家庭は、一般の子育て家庭と比較して気軽に相談できる相手が少なく、悩み等を抱えて孤立することが多いと考えられます。

ひとり親家庭の親は、家事、子育てと生計の担い手という複数の役割を1人で担うことが多いことから、生活や子どもの養育に関することや、就労や収入に関することなど多岐にわたる悩みに応じたきめ細かな相談や支援を気軽に受けられる体制を充実させる必要があります。近年の経済状況、雇用状況の悪化やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）事案の増加など、ひとり親家庭を取り巻く環境は複雑化しており、ひとり親家庭ごとに状況は異なります。それぞれの状況に応じた、きめ細かで充実した相談や支援を行うためには、ひとり親家庭支援センター、福祉事務所、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童福祉センター、ハローワーク等の関係する機関の緊密な連携と役割の発揮による、総合的・計画的な対応が求められます。

各種施策の情報提供についても、きめ細かく丁寧に発信することが重要であり、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等のインターネットメディアを積極的に活用したリアルタイムの情報発信や、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の関係機関と連携した情報発信なども行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭調査によると、行政施策への要望として「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」と回答した方は、母子家庭で17.2%と前回調査の22.8%より5.6ポイント減っており、ひとり親家庭に対する社会の見方・対応は徐々に改善されている状況がうかがえますが、同調査の住民実感においては、「世間には、ひとり親家庭に対する偏見があると思う」という質問に対して、「思う」と答えた方は、母子家庭で41.5%（前回調査：47.4%）となっており、社会の偏見を感じているひとり親家庭もいまだに多く、こういった人権に対する配慮や啓発の推進が求められます。

キ 「京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）」について

ひとり親家庭の親と子どもがその心身の健康を保持し、生活の向上を図るための総合的自立支援施設である「京都市ひとり親家庭支援センター」については、父子家庭の方も気軽に利用できるよう施設の愛称を公募により選定し「ゆめあす」としました。また、2012（平成24）年度には、父子家庭も含めたひとり親家庭全体を支援する施設として位置付けを明確にするとともに、名称を「母子福祉センター」から「ひとり親家庭支援センター」に改正しました。この間、実施事業についても、順次父子家庭に対象を拡大し、現在すべての事業が父子家庭も対象としており、生活支援講習会事業、ファミリーネットワーク事業については、父子家庭のみを対象としたイベントを年1回実施するなど、充実を図っています。

ひとり親家庭支援センターは、京都市におけるひとり親施策推進の中核的施設として、相談、研修、交流事業、就業支援など、ひとり親家庭の課題に対応した様々な施策展開が求められています。ひとり親家庭調査の結果をみると、ひとり親家庭支援センターの認知度が低いことから、今後は、より効果的な情報提供を行っていく必要があります。

ク 母子生活支援施設について

経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を数多く抱える母子家庭に対して、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援と共に自立に向けた就労支援を行う母子生活支援施設は重要な役割を果たしています。また、施設の老朽化に伴う大規模改修を行うなど居住環境の整備も進めています。

近年、母子生活支援施設については、DVを理由とする入所者が増加しており、これに伴い市町村を越えた広域入所が増加しています。また、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた多様で重層的な支援を行う必要があります。

このような多様な入所者に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うためには、施設職員をはじめ、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童福祉センター、保育園（所）等において職員の質の向上を図るとともに、これら関係機関の一層の連携強化が必要です。

ケ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

母子生活支援施設入所者の多くがDVを理由としたものであることや、ひとり親家庭調査において、離婚を決意した主たる要因として、「暴力を振るう」と答えた方が、離婚した母子家庭の約1割あることなどから、関係機関が連携して、DV被害者に対する適切な支援を行う必要があります。京都市では、2011（平成23）年10月に「京都市DV相談支援センター」を開設し、2012（平成24）年度からはDV相談支援員を1名増員し、支援の充実を図っています。「京都市DV相談支援センター」に寄せられたDVに関する相談は増加傾向にあり、2013（平成25）年度は5,132件となっており、更なる支援の充実が今後の検討課題となっております。

女性の人権保護のための体制を総合的に構築するために29の機関により構成される「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」や、DVの防止に関する各種施策を円滑に推進するための「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内連絡会議」などにより、関係機関の連携が図られていますが、DVの防止及び迅速かつ効果的な被害者の支援を実施するため、関係機関において職員の質の向上を図るとともに、連携を更に強化していく必要があります。

また、DVの防止には、若年層を対象として、早い段階から啓発を行うことが有効であり、交際相手等からの暴力（デートDV）の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育等を行う必要があります。

施策を展開する今後の方向性

ひとり親家庭への支援については、2002（平成14）年に母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法等が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところであり、京都市においても就業・自立に向けた様々な施策を実施しています。また、2014（平成26）年10月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改正され、父子家庭についても、母子家庭と同様に支援対象であることが法律上明文化されたところであり、今後とも、ひとり親家庭の実態やニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は必要不可欠であり、保育園（所）、学童クラブ事業、子育て支援短期利用事業などの子育て支援施策の充実と併せて、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、ひとり親家庭等日常生活支援事業等のひとり親家庭のニーズに応じた多様なサービスの提供を行うとともに、子どものしつけ・育児・教育・健康管理等生活の様々な面における支援施策を推進します。また、ひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、悩みを抱えて孤立してしまうことや、学習や進学の意欲が低下したり、学習の機会が制限されることもあることから、こうした家庭の子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援について、効果的な方法を検討する必要があります。

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、就業相談をはじめ就業セミナーや技能講習等の総合的な就業支援を充実させるとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携してきめ細かな支援を推進します。また、正社員としての就職につながりやすい資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金等事業等の利用促進に向けた一層の取組が必要です。

昨今、ひとり親家庭の相対的貧困率は、他の世帯と比較して非常に高くなっており、特に母子家庭では、平均所得も低い水準となっていることから、ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、経済的な支援として重要な施策である児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等については、制度の更なる周知を図るとともに、ひとり親家庭等の自立の促進につながるよう適切な給付及び貸付を行います。この他、養育費の確保及び面会交流については、関係機関との連携も含む一層の啓発や情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等の支援を推進していきます。子どもとの面会交流については、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることから、支援の充実が必要です。

ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援や情報提供を効果的かつ総合的に実施していくためには、関係機関の連携の強化と関係職員の質の向上が必要です。また、「京都市ひとり親家庭支援センター」については、父子家庭も含めたひとり親家庭の総合的自立支援施設として、より一層きめ細かな相談と支援を行うことができるよう関係機関との連携強化も含めた施策の充実を図るとともに、更なる周知及び利用の促進に努めます。

父子家庭に対する支援については、施策の充実を図ってきている一方で、施策の認知度が低いことから、各種施策が十分活用されるよう、これまで以上に積極的かつ効果的な情報発信を行います。

施策・主な取組

① 子育て・生活支援

ひとり親家庭の自立にとって、安心して子育てと仕事が両立できることが必要です。そのために、子育て支援施策を推進するとともに、生活基盤の安定のための生活面での支援を推進します。

086 109 保育園（所）や学童クラブ事業等の幼児教育・保育の一層の充実 再掲（P104, 125）

182 子育て支援事業の充実（子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）等） 再掲（P155）

015 地域において住民相互で行われる子育て支援活動の活性化（ファミリーサポート事業の推進） 再掲（P49）

212 ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

必要なときに生活援助・保育サービスを受けることができるように、家庭生活支援員の確保を含め施策を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇ひとり親家庭等日常生活支援事業

213 ひとり親家庭生活支援事業（生活支援事業，ファミリーネットワーク事業）の推進

父子家庭を含めたひとり親家庭全体が生活上の様々な課題や悩み，不安を解消し親子ともに充実した生活を送ることができるよう，よりニーズに則した事業を実施することで，利用の促進を図っていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇ひとり親家庭生活支援講習会

◇ファミリーネットワーク事業

214 学習支援の取組

経済困窮等により支援を必要とするひとり親家庭の子どもを対象に，子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援の取組を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇学習支援 新規

198 母子生活支援施設の支援体制の充実 再掲（P180）

215 市営住宅優先入居制度の継続と情報提供の推進

優先入居を継続し，比較的低廉な家賃の住まいを確保していくとともに，情報提供を行います。

<保健福祉局，都市計画局>

【主な取組】◇市営住宅優先入居

② 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため，就業・自立支援センターを中心とした総合的な就業支援を推進するとともに，就業につながる資格取得等に向けた支援を推進します。

216 就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供まで一貫した就業支援を行うための母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握したうえで，就職・転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言・指導を行っていくことができるよう，就業支援の専門性の強化と体制の確保を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇就業相談

◇就職準備セミナー

◇パソコン講習会

217 ハローワークと連携した自立支援プログラム事業の推進

利用者の状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行う自立支援プログラムについて，引き続きハローワークと連携して取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇自立支援プログラム事業

218 高等職業訓練促進給付金等事業の推進

対象を父子家庭に拡大したことについて，利用促進に向けた周知及び情報提供を行うことと併せて，安定した就労につながりやすい対象資格についての検討を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇高等職業訓練促進給付金等事業による職域の拡大

025 企業等における仕事と家庭生活等の両立支援の取組の推進 再掲（P54）**③ 経済的支援及び養育費の確保**

全世帯の平均所得と比較して平均所得の低いひとり親家庭について，経済的支援は重要であり，児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等について，制度の周知を図るとともに，ひとり親家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また，養育費の取決めの促進と履行の確保を図るために，養育費に関する情報提供ときめ細かな相談を推進します。

219 児童扶養手当，母子父子寡婦福祉資金貸付等の各種制度施策情報の周知

制度の認知度を高めるために，更なる周知を進めます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇パンフレットの配布

220 母子父子寡婦福祉資金貸付の推進

償還能力，貸付の必要性等について適切に審査したうえで母子父子寡婦福祉資金貸付を行うことで，経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていくとともに，財政基盤の安定及び借受人間の公平性確保のために，引き続き適切な償還指導を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇母子父子寡婦福祉資金貸付

218 高等職業訓練促進給付金等事業の推進 再掲（P203）

221 ひとり親家庭等医療費支給制度の推進

社会情勢の変化を踏まえつつ、京都府とも連携しながら取組を進めていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇ひとり親家庭等医療費支給制度

222 養育費の確保及び子どもとの面会交流に関する相談支援、啓発及び情報提供の推進

関係機関との連携も含めて、養育費の確保及び子どもとの面会交流についての効果的な周知を行っていきます。また、子どもとの面会交流については、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることから、支援の充実が必要です。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇養育費及び面会交流に関するリーフレットの配布

◇特別相談

◇面会交流の支援 新規

④ 相談・支援機能及び情報提供の充実強化

一人ひとりの考え方や価値観を踏まえ、ニーズに応じたきめ細かな相談・支援を行うため、関係職員の質の向上及び関係機関の連携強化に取り組みます。また、各種施策について積極的な活用を促進するために、情報発信及び啓発の強化に取り組みます。

京都市のひとり親家庭支援の拠点であるひとり親家庭支援センターについて、更なる機能の充実と利用促進に取り組みます。

DV被害者の自立支援についても、引き続き関係機関と連携を図り、適切な支援に取り組みます。

223 ひとり親家庭の相談・支援機能の強化及び支援に関わる職員の質の向上

家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、母子・父子自立支援員等の職員の質の向上を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇業務主管課が実施する業務研修への参加

◇他都市等との合同研修会等の派遣研修への参加

224 ひとり親家庭に関わる関係機関の連携（福祉事務所、ひとり親家庭支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童福祉センター、ハローワーク等）

DV、子どもへの虐待の増加等により、ひとり親家庭を取り巻く状況が複雑化しているため、より効果的な支援を行うため関係機関の更なる連携強化を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇関係機関の連携推進

225 各種施策のリーフレットやパンフレット等の活用

パンフレットの配布場所の拡大等、効果的な周知を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇ひとり親家庭応援パンフレットの作成 新規（推進中）

◇パンフレット、リーフレットの配布場所の拡大

226 ひとり親家庭支援施策のホームページを通じた情報発信等の推進

インターネット等の媒体を活用したリアルタイムの情報発信等を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇子育て応援ウェブサイト 新規（推進中）

◇子育て支援情報発信事業の実施（再掲 P46） 新規（推進中）

227 「京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）」の認知度を高めるための取組の推進

さまざまな取組を通じて、認知度を高めていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇事業内容についてわかりやすく紹介するパンフレットの作成 新規

◇「ゆめあす通信」の配布部数の拡大

◇ホームページの充実

◇インターネットメディアを活用したリアルタイムの情報発信 新規

228 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実

DV防止のために、DVの正確な知識などについて広く啓発を行うとともに、被害者を保護するために、相談体制の充実や関係機関との連携・協力を行います。

<文化市民局>

【主な取組】 ◇DV根絶のための市民への普及啓発（若年層を対象とした早い段階からの啓発）

◇被害者の早期発見及び相談体制の充実

◇被害者の保護及び自立支援

◇関係機関との連携・協力の推進

◇インターネットを活用した情報提供 新規（推進中）

◇学校における人権教育の推進 新規（推進中）